

松江市告示第 495 号の 2

松江市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 28 年松江市告示 434 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 8 月 26 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
(総合事業の実施方法) 第 5 条 総合事業の実施方法は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 訪問型サービス C 直接 <u>又は委託</u> による実施 (5)～(10) 略	(総合事業の実施方法) 第 5 条 総合事業の実施方法は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 訪問型サービス C 直接_____による実施 (5)～(10) 略

附 則

この告示は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。